

太田市が指定する寄附金控除対象の寄附金一覧表

寄附金等の区分	法人所在地	控除対象寄附金等
条例第34条の7第1項第1号に掲げる寄附金	前橋市	国立大学法人群馬大学に対する寄附金で国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号まで又は同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの
条例第34条の7第1項第5号に掲げる寄附金	太田市	公益社団法人太田市シルバー人材センターに対する寄附金
		公益社団法人太田青年会議所に対する寄附金
		公益財団法人ぐんま赤尾奨学財団に対する寄附金
		公益財団法人群馬県児童健全育成事業団に対する寄附金
条例第34条の7第1項第6号に掲げる寄附金	太田市	学校法人太田国際学園に対する寄附金
		学校法人太田仁愛幼稚園に対する寄附金
		学校法人金山学園に対する寄附金
		学校法人群馬常磐学園に対する寄附金
		学校法人太南学園に対する寄附金
		学校法人東桜学園に対する寄附金
		学校法人新田学園に対する寄附金
		学校法人ハマダ学園に対する寄附金
		学校法人ひかり学園に対する寄附金
		学校法人宝泉学園に対する寄附金
		学校法人宝泉北学園に対する寄附金
		学校法人瑞穂学園に対する寄附金
		学校法人豊学園に対する寄附金
		学校法人和香学園に対する寄附金
		学校法人若葉幼稚園に対する寄附金
		準学校法人太田アカデミーに対する寄附金
		準学校法人平成学園に対する寄附金
	館林市	学校法人関東学園に対する寄附金
	前橋市	準学校法人有坂中央学園に対する寄附金
	高崎市	準学校法人MGL学園に対する寄附金
条例第34条の7第1項第7号に掲げる寄附金	太田市	社会福祉法人愛育会に対する寄附金
		社会福祉法人愛光会に対する寄附金
		社会福祉法人愛心会に対する寄附金
		社会福祉法人愛和会に対する寄附金
		社会福祉法人あすなる会に対する寄附金
		社会福祉法人アルカディアに対する寄附金
		社会福祉法人育美会に対する寄附金
		社会福祉法人太田市社会福祉協議会に対する寄附金
		社会福祉法人太田松翠会に対する寄附金

社会福祉法人親孝行の里に対する寄附金
社会福祉法人金山会に対する寄附金
社会福祉法人木崎育援会に対する寄附金
社会福祉法人吉祥会に対する寄附金
社会福祉法人敬友会に対する寄附金
社会福祉法人見性会に対する寄附金
社会福祉法人晃栄会に対する寄附金
社会福祉法人三晃福祉会に対する寄附金
社会福祉法人慈運会に対する寄附金
社会福祉法人至誠会に対する寄附金
社会福祉法人秋千会に対する寄附金
社会福祉法人寿恵会に対する寄附金
社会福祉法人翔龍会に対する寄附金
社会福祉法人仁泉会に対する寄附金
社会福祉法人仁和会に対する寄附金
社会福祉法人清花会に対する寄附金
社会福祉法人正元会に対する寄附金
社会福祉法人泉寿会に対する寄附金
社会福祉法人善美会に対する寄附金
社会福祉法人大樹会に対する寄附金
社会福祉法人長楽福祉会に対する寄附金
社会福祉法人智灯会に対する寄附金
社会福祉法人つくし会に対する寄附金
社会福祉法人桃花会に対する寄附金
社会福祉法人同仁会に対する寄附金
社会福祉法人東毛会に対する寄附金
社会福祉法人ときわ福祉会に対する寄附金
社会福祉法人徳志会に対する寄附金
社会福祉法人鳥の里会に対する寄附金
社会福祉法人鳥山会に対する寄附金
社会福祉法人ならの実会に対する寄附金
社会福祉法人新田愛和会に対する寄附金
社会福祉法人博愛会に対する寄附金
社会福祉法人花輪光明会に対する寄附金
社会福祉法人福育会に対する寄附金
社会福祉法人福晃会に対する寄附金
社会福祉法人ふくじゅ会に対する寄附金

		社会福祉法人福寿会に対する寄附金
		社会福祉法人福智会に対する寄附金
		社会福祉法人藤の実会に対する寄附金
		社会福祉法人プレジールに対する寄附金
		社会福祉法人圓会に対する寄附金
		社会福祉法人緑会に対する寄附金
		社会福祉法人明光会に対する寄附金
		社会福祉法人毛里田睦会に対する寄附金
		社会福祉法人杜の舎に対する寄附金
		社会福祉法人藪塚本町互助会に対する寄附金
		社会福祉法人緑伸会に対する寄附金
		社会福祉法人わかば会に対する寄附金
		社会福祉法人和合会に対する寄附金
	桐生市	社会福祉法人三和会に対する寄附金
	藤岡市	社会福祉法人幹の会に対する寄附金
条例第34条の7第1項第8号に掲げる寄附金	前橋市	更生保護法人群馬県更生保護協会に対する寄附金
		更生保護法人群馬県仏教保護会に対する寄附金
条例第34条の7第1項第10号に掲げる寄附金 *認定特定非営利活動法人に対するもの（認定有効期間内に支出したものに限る。）	太田市	特定非営利活動法人すずらんに対する寄附金 （認定の有効期間） 平成26年11月16日から令和元年11月15日まで
	前橋市	特定非営利活動法人かけはしに対する寄附金 （認定の有効期間） 平成28年11月16日から令和3年11月15日まで